

朝鮮戦争後のアメリカの対日援助 ——MSA550 条を中心に——

柴 田 茂 紀

岩本ゼミ機関誌発行に寄せて

課題と視角

- 1 援助物資と MSA
- 2 アメリカの対日 MSA 援助

まとめと展望

岩本ゼミ機関誌発行に寄せて

アルバムをそっとひらけば、当時の自分の眼差しにある種の懐かしさを感じるように、機関誌を開いて自分の文章を読む皆さんが、大学時代を回想するのはいつのことでしょう。

活字ばかりのこの機関誌にも、京都で過ごした時間が、たとえ一部でも色褪せることなくギュッと詰まっているはずです。そうであればいいな、とも思っています。

今年も機関誌第5号が発行できました。私が岩本ゼミに名前ばかりのTAとして参加するようになってから、もう5年の月日が流れたことになります。ゼミ生からおじさん扱いされるわけです……

今年度は、青竹会も開催されました。みなさん、それぞれがんばっているんだな、と実感した会でした。外見が変わっていても変わってなくても、ふとした時の表情に、いわゆる「大人らしさ」を感じました。どこか近所のおじさんみたいに、「立派になって！」と言いたくなるような、そんな気分で、有意義な時を送りました。また次回、お会いできることを楽しみにしています。

卒業生の皆さん、ご卒業おめでとうございます。これからしばらくは、今までとは全く違う環境で戸惑うことも多いかとは思いますが、きっと、これまで以上の充実感に恵まれるものと確信しています。今年の卒業生は、いろんな意味でゼミに新風を巻き起こしたのではないかと思います。

その中で、ゼミ長として、6期生をまとめた丸山くんの常日頃の責任感には脱帽です。ゼミでのとても丁寧な発表がとても印象的でした。

遠藤くん、情報力はすごかった！今後、さらに磨きをかけてください。

柵山さん、持ち前の気配りをこれらかも大切にしてください。

関根くん、ふとした時に見える冷静さと、飲み会でのあつさ！！の両方が印象的でした。

西丸くん、インゼミ勉強会で時たま見えたハイテンションがとても魅力的です！！

野田さん、勉強会で自分の疑問をひとつひとつクリアしていく姿は見習うものがありました。

船橋さん、インゼミを個性的な3人組！で取組んでいたこと、他の班への気配りが印象的でした。

松下くん、2回生の時から熱心にインゼミに取組んでいた姿が思い出されます。特に、3回生の時の研究室でのひたむきさには胸がうたれました。今後もe-mailの詩を見るのを楽しみにしています。

吉川さん、ディベート後のコンパで聞いたインゼミへの思い出が、今も耳に残っています。

倭加くん、3回生の時の勉強会や、4回生の時の司会でみえた真摯な姿が印象的でした。

平井くん、インゼミの責任者として一生懸命取組んでいた3回生の頃や、後輩たちの勉強会に参加して、自分の言葉でひとつひとつアドバイスする姿が思い出されます。

個性豊かなみなさんとの出会いは、自分にとってかけがえのない大きな財産です。毎年の言葉ですが、みなさんそれぞれの「しあわせ」をこの京都の地から祈願しております。

論文解説

今、食べているものはどういう流通ルートをとどって私達の口に入るのか、紙が木から製品化され、この機関誌になるまでにどういう過程を経ているのか、という商品ひとつひとつの具体性を聞かれると、私を含め経済学部を卒業しても答えられないことはたくさんあります。専門が違うといえればそれまでですが、理由と言訳は紙一重です。

マイナーな話なので飛ばしても構いませんが、今回は小麦と飛行機をあつかっています。日本の産業政策の中で、代表的な失敗例とされる航空機産業の起源のひとつに触れる、小さなお話です。

課題と視角

第2次世界大戦後のアメリカ政府の対日援助は主に、占領地救済基金(GARIOA)¹、占領地復興資金(EROA)²、綿花借款、MSA(Mutual Security Act、相互安全保障法)、余剰農産物処理法(PL480)³に基づくものがある⁴(図1)。

このうち講和条約締結後のアメリカの対日援助であるMSA、PL480は、占領期の対日援助(GARIOA、EROA等)と異なり、援助品目が「余剰農産物」⁵に限られ、援助が通常の商業輸出の追加であることを条件づけられていた(追加原則)。先行研究の多くは、この点から余剰農産物処理を目的とした「アメリカの戦略」や「穀物メジャーの戦略」を重視する⁶。アメリカという援助供与国の存在、その政策決定過程はたしかに重要な要因である。しかし、供与側を強調する一方で、受入側をとりまく内外環境の存在と援助受入による影響を看過してはならない。

本稿では援助受入国の事例として、アメリカの余剰農産物処理を通じた輸出市場形成の「成功例」⁷と指摘される日本に焦点を当て、初期の余剰農産物対策と食糧援助との結合であるMSA援助を検討する。いわば「援助から貿易へ」⁸と移行した日本の事例を検討する際、アメリカの過剰在庫と同時に、日本の外貨不足、あるいは日本を含む極東諸地域の米の不作・高騰の要因等も視野に入れ、また1954年のMSA援助受入については、その特徴である軍事的側面との関係も考慮しなければならない。MSA協定とは「日米相互防衛援助協定」、「農産物購入協定」、「経済的措置協定」、「投資保証協定」の4協定の総称である。対外援助に余剰農産物の使用を規定したMSA550条は、重要であるがその一部にすぎない。

日米間のMSA交渉・MSA協定は自衛隊発足の契機であり、日本の戦後史上において重要な意味を持つという視点から、現在、主に政治的側面から注目されることが多い⁹。それらは戦後の安全保障政策の起源の1つを、MSA本来の軍事援助の受入とその付随条件に見出そうと試みている。一方、経済的側面から検討される場合「経済的に得たものは少なかった」とまとめられ¹⁰、「日本の期待した援助は、結局は、余剰農産物5,000万ドルの対価として、うち1,000万ドル分の軍事援助を得たにすぎなかった。経済援助と軍需品発注によって経済自立を図ろうという構想はこうして挫折した」¹¹と指摘される。

たしかにMSA550条に基づく援助の金額は、当初特需の継続として期待されていた4-6億ドルと比べれば少ないなど、消極的に評価できる。しかし、具体的な使途や影響をみるとアメリカの対日小麦輸出、日本の航空機工業の再開にとっては軽視できるものではない。アメリカの仕向地別シェアをみると、対日小麦輸出はMSA援助を受入れた54年に急上昇する。また軍事援助とされる1,000万ドルの具体的使途をみると日本の航空機工業に重点的に利用され、技術援助とあいまってその再開に貢献したのである。

そこで本稿では、第1節で日米両国の小麦取引に関する背景をそれぞれ整理し、第2節ではMSA援助の具体的内容を経済的側面から検討することで、MSAが日本の航空機工業再開の契機となった点を指摘する。

¹ ガリオア資金(Government Appropriation for Relief in Occupied Area Fund)は、日本、琉球、ドイツ、イタリア等の占領地における飢餓、疾病又は社会不安の防止を目的とするもの。主に食糧、肥料、石油及び医薬品等の救済的性格を持つ物資が供与された。

² エロア資金(Economic Rehabilitation in Occupied Area Fund)は、日本および琉球の経済復興に資することを目的とし、綿花、鉱産物等各種工業原料、機械等復興資材が対象であるが1951米会計年度からガリオアに含まれる。

³ 農産物貿易の促進および援助に関する1954年法(Agricultural Trade Development and Assistance Act of 1954)。

⁴ 他にもアメリカのNGOであるララ(LARA: Licensed Agencies for Relief in Asia、アジア救済機関)、ケア(CARE: Cooperative for American Remittance Europe Inc.ヨーロッパ救済団体)からの援助物資も受入れ、また、国際機関からはユニセフ物資、国際復興開発銀行(世界銀行)借款やIMF借款も受けていた。ララとケアはアメリカの宗教団体、慈善団体等によって組織された。

⁵ ここでいう余剰農産物とは農務長官が指定した品目である。

⁶ 関下稔『日米貿易摩擦と食糧問題』同文館、1987年、高嶋光雪『アメリカ小麦戦略』家の光協会、1979年などが挙げられるが、それらは金額的にも大規模に展開されたPL480を中心としており、本稿ではその前段階としてのMSA550条に注目する。

⁷ Helen C. Fransworth, "American Wheat Exports, and Prospects," *Food Research Institute Studies*, May, 1960, No.2.1960, Susan George, *How the Other Half Dies*, Penguin Books, Ltd., 1977(小南、谷口訳『なぜ世界の半分が飢えるのか』朝日選書、1984年)。日本、スペイン、イタリアがこの典型例であり、日本は「見事な成功例である」と指摘するのが後者である。

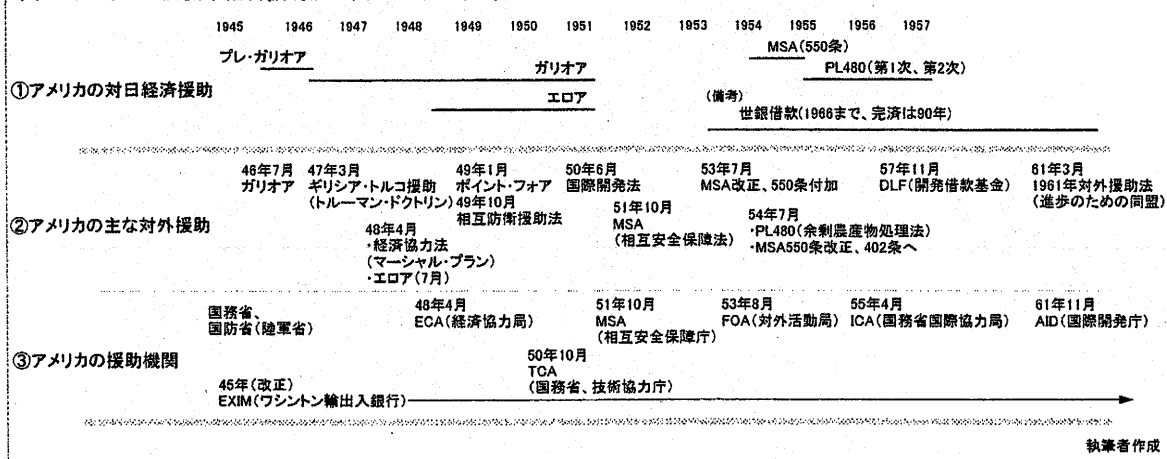
⁸ 「援助から貿易へ」は、援助を通じた市場の開拓(from "aid" to "trade")、という意味であり(George, *How*, p.198)、財政支出削減と輸出振興を目的としたアメリカ国内の論調や、輸出拡大を望む援助受入国両者による「援助よりも貿易」という論調(not aid but trade)とは異なる(Burton I. Kaufman, *Trade and Aid*, The Johns Hopkins University Press, 1982, pp.12-33)。

⁹ 植村秀樹『再軍備と55年体制』木鐸社、1995年、坂元一哉『日米同盟の絆』有斐閣、2000年。

¹⁰ 安原洋子「経済援助をめぐるMSA交渉」『アメリカ研究』22号、アメリカ学会、1988年、165頁。

¹¹ 大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27—48年度』第11巻、東洋経済新報社、1999年、19頁。

図1 アメリカの主要な経済援助(50年代まで)と対日援助



1 援助物資と MSA

MSA とはアメリカの既存の対外援助——経済・軍事・技術援助（順に経済協力法（48 年）、相互防衛援助法（49 年）¹²、国際開発法（50 年））——を統合し、対外援助計画の調整を図るために制定されたものである（図 1）¹³。その骨子は、1,自由世界の防衛力強化、2,友好諸国の安全と独立、資源開発、3,集団的安全保障体制の促進、の 3 点であり、経済援助は軍事援助に包含されたものとして軍事的側面が注目される¹⁴。しかし、対外援助に余剰農産物の使用を規定された点で経済的側面も重視する必要がある。

日本が受入交渉を正式に開始する 1953 年、MSA に余剰農産物処理のための 550 条が付加される。本節ではこの 550 条に注目しながら、経済的側面から日米両国の要因が連動するように援助が実施された点を指摘する。援助物資としては、日本が MSA550 条によって受入れた物資の 8 割を占める小麦を中心に論じる。

(1) アメリカの小麦輸出

当時の世界的な小麦貿易の特徴は、第 1 に戦前と比較すると小麦の国際取引量が増加し、第 2 に国際取引に占める北米（アメリカ、カナダ）の輸出シェアが、1930 年代の 4 割弱から 45-53 年には 7 割弱へと上昇したことである¹⁵。これはヨーロッパ各国の輸入需要増だけでなく、戦災や国内の混乱によるアジア地域の小麦生産量の低下、価格の急騰が、相対的に安価な小麦の輸入量増大の要因となったことによる。また、第 3 に 1949 年から国際小麦協定（International Wheat Agreement, IWA）¹⁶に基づく一定の国際取引（53 年 7 月まで国際取引の 6 割）の開始が挙げられる。

国際取引の首位にあったアメリカの小麦輸出は、通常輸出と特別輸出に 2 分できる。特別輸出とは 1,政府の長期信用、2,相手国通貨輸出、3,バーター、4,二国間通商協定、5,贈与による輸出を指し、それ以外を通常（商業）輸出という。IWA に基づく輸出も通常輸出に含まれる（図 2）。

¹²第 2 次世界大戦後、アメリカは軍事援助を国別に実施していたが、1948 年 6 月、上院で可決されたバンデンバーグ決議によって、アメリカは全ての責任を負わないような個別的・集団的自衛のための取極を進展させようとしており、自助と相互援助に基づく集団的取決めの具体化として、1949 年相互防衛援助法、1951 年相互安全保障法（MSA）へとつながる。

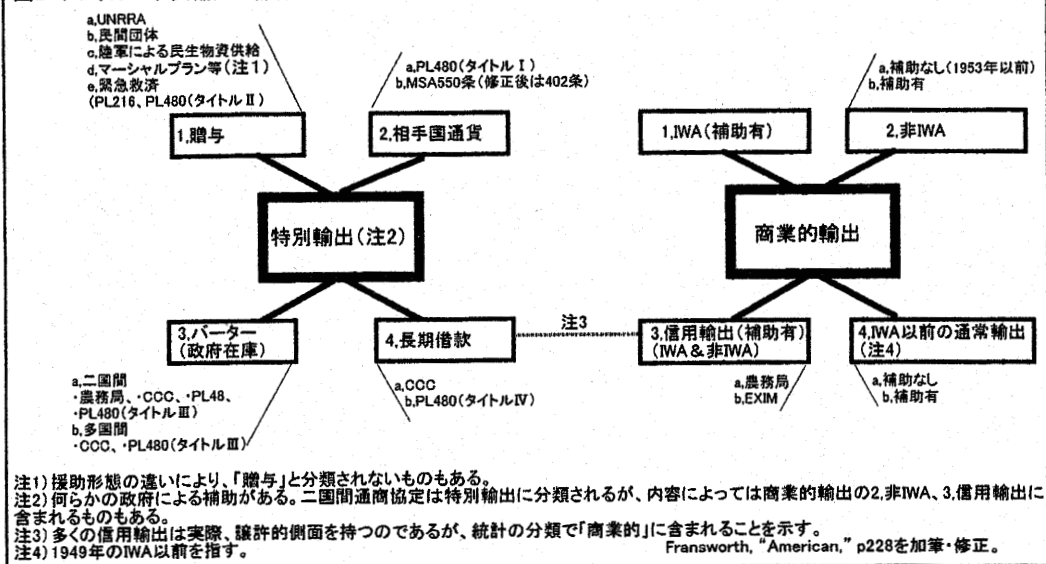
¹³ Legislative Reference Service Library of Congress, *U.S. Foreign Aid; Its Purposes, Scope, Administration, and Related Information*, United States Government Printing Office (USGPO), 1959, p.47.

¹⁴冷戦の激化と被援助国の経済復興のためアメリカは軍事援助を重視しつつあった（外務省情報文化局第一課編『MSA とは何か』（『世界の動き』特集号 5）1953 年）。

¹⁵福井宏『世界の小麦 4（小麦の国際貿易）』農林水産業生産性向上会議、1960 年、25-30 頁。

¹⁶IWA の条文にあるように、公正な安定した価格で輸入国には小麦の供給を、輸出国には小麦の市場を確保することが目的であり、市場価格が協定価格（最高価格）を上回った場合、輸出国側はその協定価格で所定量を販売し、協定価格（最低価格）を下回った場合、輸入国側はその協定価格で所定量を購入することを保証する。日本の IWA 加入は 1951 年 8 月である。53 年 7 月まで小麦の国際取引の 6 割が IWA による。

図2 アメリカの小麦輸出の諸類型(1960年まで)



1949-53年までは、通常輸出といってもIWAで取り決められる一定量に関しては補助金の適用が認められていた¹⁷。しかし、53年に転機を迎える。すべての小麦輸出が輸出補助金の対象とされ、またMSA550条——1,対外援助に余剰農産物の使用が義務付けられ、2,援助は通常輸出の追加分であり、通常輸出量を削減しないという原則(追加原則)、3,支払は、相手国(現地)通貨による長期低利の借款が認められる——が付加されたのである。53-59年のアメリカの通常輸出量は減少する反面、特別輸出が増加し、政府プログラムに基づく小麦輸出は6-7割を占めるようになった¹⁸。それに伴ってアメリカの小麦輸出量は増加し、国際的には「2重のダンピング」(1,輸出補助金、2,現地通貨による低利・長期借款)として非難されFAO(Food and Agricultural Organization of the United Nations)やGATT(General Agreement on Tariffs and Trade)の場で協議されるに至る¹⁹。

アメリカの過剰在庫は、1,制度的には国内の価格支持政策、2,技術的には単位当たり収穫量の増加、という供給面からの要因に加え、アメリカ産小麦の需要が伸びないのは、3,農産物輸入国のドル不足によるアメリカの農産物輸出の不振、4,朝鮮戦争休戦による(各国備蓄取崩しも含め)国際的な需要減、5,ヨーロッパの豊作、6,将来的な値下がり期待した輸入国の買付制限、7,アメリカの農産物価格が相対的に高く、他国との輸出競争力が低下していたからであった²⁰。

(2) 過剰在庫対策と援助との結合

アメリカは国内においても小麦をはじめとする余剰農産物を処理しようと、年間約2億ドル分の農産物を学校給食・軍人病院等に提供していたが、その処理量は限られ、併行して海外市場の開拓に乗り出す。これがMSA550条であり、後のPL480へとつながる。そのため、アメリカにとってMSA550条は食糧援助の転機であると指摘され、緊急救済的性質から過剰在庫処理へ重点が変化した点が注目される。

MSA550条では53-54年度のMSA資金のうち1億ドル以上2億5,000万ドル以下がアメリカにおいて生産された余剰農産物又はその製品の購入に融資されることになった。そして1,対外援助に余剰農産物の使用が義務付けられ、2,援助は通常輸出の追加分であり、通常輸出量を削減しないという原則(追加原則)、3,支払は、相手国(現地)通貨による長期低利の借款、という方式が採用され、「過剰農産物対策と食糧援助の最初の結合」²¹であった。

¹⁷ アメリカ産小麦価格は政府の価格支持政策もあって国際的にも高く、その国内価格とIWAの協定価格とのギャップを埋めるため、アメリカは輸出補助制度を創設した。これは商品金融公社(CCC)による業者への補助金支給または差額支出という形態である。

¹⁸ United States Department of Agriculture Foreign Agricultural Service, *U.S. Grain Exports Under Government Programs 1954-55 through 1959-60; Wheat and Flour, Coarse Grains, Rice*, USGPO, 1961.

¹⁹ Gerda Blau, *Disposal of Agricultural Surplus*, Food and Agricultural Organization of the United Nations, 1954.

²⁰ 詳細は農林大臣官房調査課『過剰農産物裡の日本農業』(調査資料第178号)1955年。

²¹ 持田恵三「アメリカ食糧戦略の成立」『日本農業年報』第24集、御茶の水書房、1975年、55頁。

当時の世界的なドル不足は、農産物をはじめアメリカの輸出を制約していたともいわれるが、輸入国がドル不足であるために、現地国通貨での延払方式が相手国には魅力であり、条件とされる追加原則と相俟ってアメリカの農産物市場が開拓された。つまり「ドル不足こそがアメリカの農産物輸出の重要な促進要因」²²であった。これは日本にも当てはまる。

ここで注目したいのは、MSA550条を通じる特別輸出の対象国である。表1のように、550条が付加されてから約半年の間に様々な余剰農産物が対外援助のために利用されたが、54年はじめの時点で麦類に関しては日本が突出している（表1）。

表1 MSA550条に基づく各国との協定の比較(54年2月10日当時) (百万ドル)

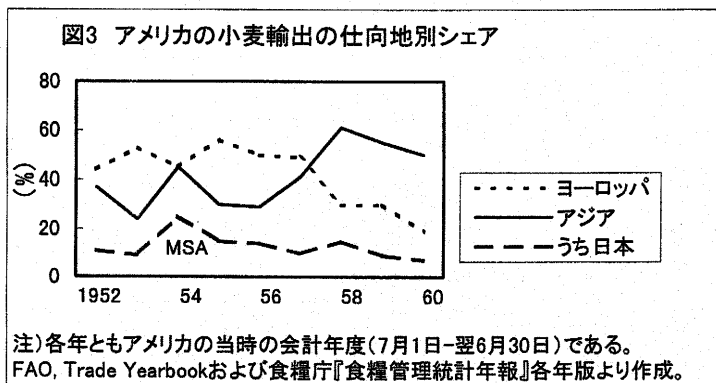
	品目	金額		品目	金額
英国	煙草	20.0	ノルウェー	大豆	0.9
	ラード	8.0		落花生	0.2
	棉実油	11.0	フィンランド	棉花	2.0
	牛肉	17.4		煙草	3.0
	ドライド・ブルー	5.0	ユーゴ	小麦	8.0
西ドイツ	棉花	3.0		ラード	4.0
	煙草	10.0	台湾	大麦	2.0
	大豆	2.0		小麦	0.9
イタリア	棉花	15.0	日本(注)	大麦	50.0
	ラード	2.0		小麦	
オランダ	棉実油	6.0			

注)日米間のMSA協定締結は54年3月。

武内龍次(在米臨時代理大使)「MSA法第五五〇条の協定の進行状況に関する件」(外務省外交史料館『外交記録』E'-0016-3)、54年2月12日、農林大臣官房調査課『過剰農産物』より作成。

この理由は少なくとも2つある。1つはアメリカが余剰農産物処理のため、MSA550条(b)(3)「未開発の及び新しい市場地域に対し適当に重点を置き」を踏襲するように、日本を「新しい市場」として注目し麦類を日本に向けて重点的に利用したことであった。移出入も含めると、戦前の日本では小麦の総輸入量に占めるアメリカ産のシェアは10%（オーストラリア産が60%）であったのに対し、占領期はガリオア援助もあって総輸入量に占めるアメリカ産のシェアが80%をこえていた²³。しかし53年以降、過剰在庫の存在やヨーロッパの麦類の生産回復が対欧輸出量低下への懸念となり、実際の対外輸出量の伸び悩みもあって新市場開拓が求められていたのである。

アメリカの仕向地別シェアをみると、対日小麦輸出はそれまでは10%ほどであったが、MSA援助を受入れた54年には20%を超えるほど急上昇する（図3）。



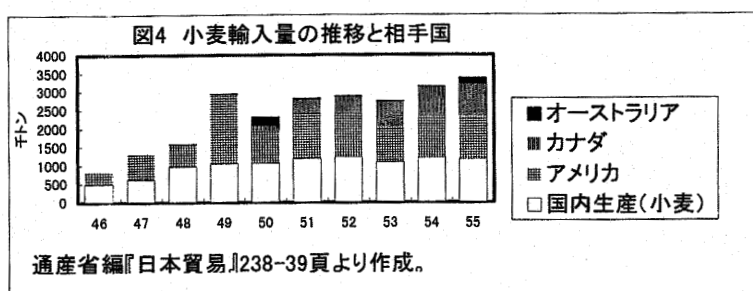
もう1つは日本側で麦類を少しでも有利に輸入することが求められていた点である。53年の日本の特殊要因とし

²² 瀧川勉「アメリカの過剰農産物形成についての一考察」『農業総合研究』第10巻第2号、1956年、65頁。

²³ 通商産業省通商局通商調査課編『日本貿易の展開』商工出版社、1956年、239頁。

て水害や天候不順による凶作（コメに関しては戦後最低水準）があり、追加輸入が必要であった²⁴。そこで外貨節約の見地から、コメの輸入よりも相対的に安価で、しかも MSA 小麦に関しては円での支払が可能となるという点から麦類の輸入が優先されたのである。ただし MSA 援助受入をめぐることは付随する軍事的条件とともに、日本の国内農業への悪影響が懸念されていた。それに対し農林省は、MSA による小麦 50 万トン、大麦 10 万トンは、輸入計画数量の枠内（小麦 196.3 万トン、大麦 103.3 万トン）であり、また、コメの凶作による麦類の追加輸入量は、小麦で約 55 万トン、大麦で約 32 万トンと見込まれるので、これを MSA による輸入量にあてるため、国内生産を圧迫しないという見解であった²⁵。

実際、当該期の国内小麦流通量を見ると、MSA 小麦はアメリカ産小麦の 5 割強、日本の小麦総輸入量の 3 割弱、国内流通量全体の 2 割弱を占めるほどであった²⁶。しかし図 4 のように、MSA 小麦受入期にはカナダ産小麦も伸びており、アメリカ産小麦のみが増加したわけではない（図 4）²⁷。



以上、アメリカ側の小麦輸出と MSA との関係を整理し、第 1 に当初のアメリカの MSA550 条に基づく援助のうち、麦類については日本が突出していること（表 1）、第 2 に当該期のアメリカの小麦輸出もそれを反映して仕向地の対日シェアが上昇したこと（図 3）、第 3 に日本国内でアメリカ産小麦のみが増加したわけではないことを示した（図 4）。

ただし対日 MSA 援助は 550 条が付加される以前から、様々な交渉がはじめられていた点に注意が必要である。

(3) 日本の MSA 援助受入までの経緯

MSA 交渉は「軽武装経済優先」と集約される吉田ドクトリン（吉田路線）の具体例として挙げられ、「MSA 援助の日米交渉が始まり、それが妥結する 53 年から 54 年にかけては、“なし崩し再軍備”の総仕上げの時期」であることが注目される²⁸。この点を留意しながら以下、交渉開始時期の異なる軍事援助と、経済的側面がある 550 条とが MSA という枠内で一括されて締結に至った経緯を検討する（表 2）。

²⁴農林大臣官房調査課『過剰』73 頁、『経済白書』1954 年度版、203-28 頁。

²⁵『農林省年報』1953 年度版、417 頁。受入コストを重視するものに『日本農業年報 I』中央公論社、1954 年。

²⁶『食糧管理統計年報』各年版。輸入補給金等の関係から懸念するのは『金融財政事情』1953 年 11 月 30 日、13 頁。

²⁷「（戦後の日本の）コメ輸入の顕著な減少と小麦輸入の増加は、（日本の）国内コメ生産の増加と（世界的な）小麦の過剰化による国際価格の下落という情勢の中で、コメの国際価格が相対的に割高だったため」であり、MSA が必ずしも「諸悪の元凶」ではない、と指摘するものとして、持田恵三『日本の米』筑摩書房、1990 年、155-56 頁（括弧内は引用者）。麦の国内生産放棄の「政策選択」については谷口信和「農業の構造と政策」『農業経済学』東京大学出版会、1993 年所収。他に日加通商協定や追加原則の存在、品質・価格面の相違については『農林省年報』各年版。

²⁸読売新聞戦後史班編『「再軍備」の軌跡』読売新聞社、1981 年。なお、なし崩し再軍備とは、芦田・鳩山の改憲・再軍備論と社会党（左派）の再軍備反対論に挟撃された再（軽）軍備路線を指し、吉田路線とは「（i）アメリカとの同盟関係を基本とし、それによって安全を保障する。（ii）したがって、自国の防衛力は低く抑える。（iii）そうして得られた余力を経済活動にあて、通商国家として活路を求める」（高坂正堯「日本外交の弁証」『講座 国際政治』第 4 巻、東京大学出版会、1989 年）ものと整理される。

表 2 日本の MSA 援助受入の関連年表

1952	9 月	IMF 総会(メキシコ)で、ドッジ(当時、国務長官顧問)等から MSA 援助の提示
1952	11	吉田首相、マーフィー駐日大使及び来日中のアリソン極東担当国務次官補との会談の席で MSA 援助を要請
1953	1	アイゼンハワー大統領就任
1953	3	スターリン死去
1953	5	ダレス、対日 MSA 援助計画を議会で証言(5 日)
1953	6	朝鮮休戦会談事実上成立(7 月調印)
1953	6	政府、対日 MSA 援助について日米交換文書公表
1953	7	MSA 改正、550 条が付加
1953	10	池田=ロバートソン会談
1954	3	MSA 関係四協定調印(8 日)、「防衛二法」(「防衛庁設置法」、「自衛隊法」)閣議決定(6 月国会成立)
1954	6	「防衛秘密保護法」成立
1955	6	「第 1 次日米ジェット機生産協定」(第 2 次は 56 年、第 3 次は 57 年、それぞれ MSA が基本協定)
1956	3	「日米技術協定」(MSA に基づく)

まずアメリカ側から提示があったのは 1952 年 9 月、池田勇人蔵相らが IMF 総会(メキシコ)で、ドッジ(Joseph M. Dodge)国務長官顧問等との会談時であり、その後 53 年 5 月、国務長官ダレス(John F. Dulles)の議会で証言で表面化した²⁹。アメリカ側は「日本の政治経済が安定し、日本が自国の防衛及び太平洋地域の他の自由諸国の防衛に参与し得るようになるのが対日政策の目標」としており、占領期に国防予算から賄われていた軍事援助は日本が独立国になった以上、経理区分的にも MSA 援助に切り替えることが望ましいと考えていた³⁰。

一方、日本国内では MSA511 条にある援助受入に伴う 6 条件(1,国際間の理解・親善増進、世界平和維持に協同、2,国際緊張除去のための行動、3,合衆国との協定・条約に基づいて受諾した軍事的義務履行、4,経済力の防衛力増進・維持への貢献、5,防衛力増進のための措置、6,援助の有効利用のための適切処置)のうち、特に第 3 点の「軍事上の義務履行」が問題視された。これはアメリカ側が「日米安全保障条約の下にすでに引受けている義務の履行をもって足りる」³¹と表明することで憲法改正や海外派兵への懸念が解消され、正式に交渉が開始された。

それとほぼ同時期に MSA550 条が制定され、日本側の MSA に対する期待が一層高まった。日本側は戦後一貫して各種の援助受入、外資導入を望んでいたが、53 年はそれらを望む声が高まっていた。輸入が 52 年の 17 億ドルから 20.5 億ドルへと増加する一方、輸出の大きな変化はなく貿易収支の赤字拡大、外貨準備高の縮小、外貨危機に直面していたからである。その主要な要因は、1,国内経済の膨張傾向(『経済白書』(53 年度版)の言う「消費景気」)に伴う輸入増、2,ボンド地域の輸入制限による輸出の伸び悩み、3,特需の縮小傾向があり、財界の MSA への期待があったこと(「MSA 受入に関する一般的要望意見」)、4,水害や天候不順による凶作(コメに関しては戦後最低水準)があり、約 2 億ドルの主要食料の追加輸入が要請されていたのである。外貨不足の中で、特にこの第 4 点が日本の余剰農産物受入を容易にしたものとして重視される³²。

余剰農産物受入については 53 年 9 月の時点で、アメリカ側が具体的に構想していたのは、ユーゴへの棉花、イギリスへの油脂くらいであるとされ、日本側は「条件その他によっては日本は大量のものを引き受ける可能性がある」と示唆し³³、大枠は 10 月にワシントンで開かれた池田=ロバートソン会談で決められた。

(4) 池田=ロバートソン会談と経済援助

池田=ロバートソン会談とは MSA 交渉の代表例であり、日本側は池田自由党政調会長、アメリカ側はロバートソン(W.S.Robertson)国務次官補を代表に行われた会談である。当該期の日米間の懸案事項である日本の再軍備問

²⁹ 詳細は山手治之編「日米防衛援助協定交渉経過録」『立命館法学』立命館大学人文科学研究所、1954 年、宮澤喜一『東京・ワシントンの密談』中公文庫、1999 年(初版は実業之日本社、1956 年)。

³⁰ 「米下院 MSA 聴聞会証言『対日 MSA 援助について』」(1953 年 6 月 16 日)大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集』第 3 巻、354-57 頁、Memorandum by the Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs (Allison) to the Secretary of State, Washington, March 12, 1953, "Joint Defense Planning in Japan", *Foreign Relations of the United States (FRUS)*, 1952-1954, Vol. XIV, China and Japan Part 2, USGPO, pp.1392-94.

³¹ The Ambassador in Japan (Allison) to Department of State, June 26, 1953, "Note Exchange on MSA", *FRUS*, Vol. XIV, pp.1445-47. 日本側の資料としては外務省『MSA』。

³² 農林大臣官房調査課『過剰』73 頁、『農林省年報』1953 年度版、415 頁。

³³ 新木(在米)大使「MSA 資金に依る余剰農産物処理に関する件」1953 年 9 月 2 日(外務省外交史料館『外交記録』E'-0016)。

題や MSA、他に対中貿易の緩和や東南アジア開発問題、ガリオア債務返済問題等が議題となった。この会談はアメリカ側からの再軍備拡大要求の食止めに成功したという「神話」³⁴が形成されているが³⁵、日本側は同時に経済援助引出も目的にしていた。そして 1,憲法上の制約、2,経済的・物理的制約、3,国民感情を前面に出して再軍備よりも経済援助を要求した日本側と「議会の意見」を前面に出して新政権による経済援助の削減方針、世界的な軍事協定網の確立を目指した米側とが対立し、「日本の経済援助要請に対するアメリカの軍事的回答」という構図が見られた³⁶。

日本は、アメリカにとって極東における軍事戦略的拠点であり、また、占領期から「アジアの工場」と位置付けられていた。ロバートソン国務次官補は、ソ連にとって極東で重要なのは 1,中国の人的資源、2,日本の工業力、3,東南アジアの資源であり、中国が共産圏となった当時、後者 2 つに対する政治的攻勢への懸念を表明し、池田=ロバートソン会談でも、ナッシュ(Franc C. Nash)国防次官補が「蘇連が最も狙っているのは日本であるが、それは日本の地理的地位、潜在工業力、太平洋上に占める地位からして極東を支配する場合の拠点として当然」であると表明していた³⁷。こうした諸点を背景にアメリカ側には、戦略的拠点としての日本を世界的に展開される相互防衛援助協定網へ編入する、という目的があった。

MSA 援助と日本の再軍備との連関を重視するアメリカと、経済援助を期待する日本との対立の背景には、両国の思惑の違いばかりでなく誤解も存在していた。日本側は、MSA の経済援助に関する法規の一部を渡米してはじめて知る一方、アメリカ政府内でも、政府と大使館の見解が一致していないことが明らかになり、日本側が「東京の米国大使館は経済援助協定の点について依然として誤解をしている模様であるから指示しておいてほしい」と要請するほどであった³⁸。また、日本側には 1,防衛力増強要求だけ承知して帰れない政治的判断（日本側の「意地」³⁹、また、経済援助が「宣伝材料」⁴⁰）、2,特需の縮小傾向から MSA への期待が存在していたことも、経済援助を求める要因となった。日本では、正常貿易を中心とする経済自立達成までの過渡的措置として、MSA 援助により特需の計画的導入をはかる、という見地から、軍事援助だけでなく防衛支持援助（防衛の拡大によって課せられる追加的財政負担の支援）を中心とする経済援助の適用が望まれていたのである。

しかし、アメリカは「日本に経済援助を与える予定もないし、それを正当化する理由も見当たらない」として防衛力増強とアメリカからの経済援助を結付けたい日本側の要望を拒否する。日本側の期待した防衛支持援助に関しては、対象国の為替状態から判断するが、特需のある日本は他国と比べれば外貨状態がよいので必要がなく、それ以外の経済援助の供与も困難であることが表明された⁴¹。

日本に対する経済援助の消極姿勢はアメリカの全体的な対外援助政策（54、55 米会計年度予算の対外援助規模の漸減）とも一致している。均衡予算達成という選挙公約の実現を目指したアイゼンハワー大統領自身、当初は対外援助政策に批判的であり、就任後、前政権が議会に提案していた援助予算 76 億ドルを 55 億ドルへ削減する⁴²。ま

³⁴神話の背景は当初の資料が宮澤『密談』に限られそれに依拠していたことであるが、公開・公刊されつつある日米両国の一次資料を利用し、再軍備要求圧力をはねのけた事実は確認できず、アメリカが対日政策を転換して防衛問題で過大圧力をかけない方針を決定したのは 55 年 4 月（NSC5516/1）であると指摘される（植村『再軍備』）。NSC(National Security Council、国家安全保障会議)とは、1947 年 7 月に設置された安全保障問題全般に関する大統領直属の諮問機関である。

³⁵政治的側面から検討される場合、池田=ロバートソン会談の直前に行われた吉田（自由党総裁）=重光（改進黨総裁）会談こそが注目されるべき、として保守勢力の共同歩調が重視される（植村『再軍備』）。

³⁶ John W. Dower, *Empire and Aftermath: Yoshida Shigeru and the Japanese Experience*, Harvard University Press, 1979（大窪憲二訳『吉田茂とその時代』中公文庫、1991 年（初版は TBS ブリタニカ、1981 年））。大蔵省『鈴木源吾文書』。

³⁷Walter S. Robertson, "The Communist Campaign in the Far East", *Department of State Bulletin*, Oct. 14, 1953, pp.592-95. および「第二回会談記録」（十月八日）大蔵省『鈴木源吾文書』所収、1953 年 10 月 8 日。

³⁸この要請にアメリカ側も同意した（「十月二十三日会談」『鈴木源吾文書』）。52-53 年の情報錯綜については安原「経済援助」158-63 頁。

³⁹宮澤『密談』240 頁。

⁴⁰『金融財政事情』1953 年 11 月 30 日、12 頁。経済援助を宣伝材料に利用したかったという政治的思惑が指摘されている。

⁴¹「第二回会談記録」。

⁴²全予算の削減額 90 億ドルのうち、予算に占めるウエイトの小さな対外予算で 2 割以上の 21 億ドルを削減した点は、アイゼンハワー政権の援助政策への消極性を示している（David A. Baldwin, *Economic Development and American Foreign Policy*, The University of Chicago Press, 1966）。新政権発足後初の対外援助政策大綱では、1,援助の削減、2,投資の進展、3,通貨交換性の改善、4,貿易の拡大の 4 点が「それぞれが相互に関連しており、援助の縮小のみが採用されるべきではない。援助を減らすためには、投資を増やし貿易を拡大するための措置がとられなければならない」と位置付けていた（Dwight D. Eisenhower, "Recommendations

た援助予算だけでなく、軍事費の削減もアイゼンハワー政権の課題であった⁴³。日本に対する再軍備要求と経済援助の消極性はこうした理由にもよる。

会談の結果は日米共同声明という形で発表された⁴⁴。1、憲法、経済等の諸制約を考慮した日本の防衛力増強、2、アメリカの対日軍事援助、3、日本の防衛力進展に伴う在日米軍の規模縮小、4、MSA550条に基づく5,000万ドル分の余剰農産物供与、5、対中貿易制限、6、ガリオア資金返済問題の早期解決、7、投資保証協定、8、日本の国内インフレ対策努力、が主な内容である。

軍事援助やMSA550条の具体的措置はその後の東京会談に持ち越された。余剰農産物の品目は、粉食普及、食生活改善の見地から必要な酪農製品の購入も検討されたものの、価格、受入後の貯蔵設備、国内酪農業への影響等から見送られ麦類となり、また資金配分をめぐることは、日本側は贈与を2,000万ドル、域外調達を3,000万ドル、贈与分を農業投資に使用する希望もあったが実現せず、贈与は1,000万ドル、域外調達は4,000万ドルとなり、贈与の使途は防衛支持援助の一環として利用されることになった⁴⁵。

域外調達(Offshore Procurement)とは、ある物資・サービスを、自国(本稿ではアメリカ)以外から購入することであり、世界大で展開された。日本でいう特需はこの一環である⁴⁶。特需は「広い意味での対外援助」⁴⁷と考えられ、図1のようにアメリカの対日経済援助のいわば空白期(52-53年)を埋める存在であり、以下の点で日米両国に利益のあるものであった。つまり、1、その調達地におけるドル(場合によっては現地通貨)収入の増加(ドル不足の緩和)、2、迅速な調達が可能、3、アメリカより相対的に安価に調達できる場合もあり、援助計画の経費(輸送費)の削減、同額の支出で一層大きい援助計画が可能、4、アメリカ国内の商品を他国で生産される商品によって代替することで、アメリカ国内で不足する原材料節約、価格高騰の抑制が可能、5、調達物資が軍需品である場合、その地域の防衛力を高める基礎となる防衛産業が育成可能である、という点であり、第5点は「教育発注」と呼ばれる⁴⁸。

域外調達は、日本の潜在的工業力をアメリカおよび西側陣営の反共戦略に利用しようとする構想(日米「経済協力」⁴⁹、軍事力ではなく経済力による貢献)の一環として考えられていたが、特需の第3年である52年をピークにその後の契約高は減少する。53年の休戦成立後は従来のような緊急買付の必要はなくなり、品質・価格・納期等を重視した国際競争入札制度が順次採用され、日本の物価高が入札価格に影響し、国際競争に敗退していた⁵⁰。期待された韓国復興用物資の買付けが本格的に行われず、また韓国政府の日本商品の締出し政策等もその要因になっていた⁵¹。対日MSA援助はこうした状況下で表面化してきたのである。

2 アメリカの対日MSA援助

アメリカの対日MSA援助は具体的には「日米相互防衛援助協定」、「農産物購入協定」、「経済的措置協定」、

Concerning Economic Policy”, DSB, April 19, 1954)。

⁴³植村『再軍備』144頁、外交・安全保障政策の見直しと並ぶアイゼンハワー政権のもうひとつの大きな課題は、トルーマン時代に膨らんだ軍事予算の大幅削減であった。

⁴⁴詳細は山手編『経過録』、宮澤『密談』。

⁴⁵「十月二十八日会談」大蔵省『鈴木源吾文書』所収、1953年10月28日、新木大使「池田会長と米側との話合に関する件」1953年11月5日(『外交記録』A'-0137)、『農林省年報』1953年度版、415-17頁。

⁴⁶当初、現地作戦に必要な物資及びサービスの需要のため、特にアメリカを中心とした国連軍が日本から直接調達し、且つ外貨によって支払われるものを指したが、その後、1、日米行政協定に基づく、在日米軍維持費の米側負担分によってもたらされる需要、2、(ベトナム、台湾、韓国等を対象にした)MSA援助に基づく対日発注、3、UNKRA(国連朝鮮復興機関)による対日需要、4、在日米軍の軍人軍属及び家族の個人消費(円セール)、5、相互防衛援助計画(MDAP)費による対日需要及び6、在日英豪軍関係の軍及将兵の消費等はすべて特需に含まれることとなった(経済企画庁調査部統計課『特需契約5ヶ年の実績』(統計資料第116号)1955年9月)。なお「新」特需とは52年以後の完成兵器の調達開始等、新たな側面が生じてきたことからいわれたものである。

⁴⁷外務省『MSA』。

⁴⁸外務省『MSA』。域外調達の契約方式は矢崎朝道「米国の対外政策にあらわれた域外調達の実態」『外国為替』76号、1954年、1-7頁。

⁴⁹日米「経済協力」とはいまいな概念ではあるが、51年をはじめから論じられるようになった。詳細は、中村隆英「日米『経済協力』関係の形成」『年報 近代日本研究4』山川出版社、1982年。

⁵⁰『通商産業省年報』1953年度、99頁。

⁵¹『通商産業省年報』1953年度、99頁。韓国復興用物資の調達をめぐる韓米日の関係については李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996年。

「投資保証協定」の4協定に基づくものであり、MSA協定と総称される(1954年3月8日調印、5月1日発効)⁵²。MSAを経済的側面から評価する際、直接的な資金援助以外にも視野を広げるべきであるという観点から、本節ではその後の技術援助の基本協定となった「日米相互防衛援助協定」に適宜触れながら、550条に関する援助——「農産物協定」、「経済的措置協定」——による外貨節約や援助資金の具体的使途を検討し、「投資保証協定」⁵³については別の機会で扱う。

(1) MSA協定における「日米相互防衛援助協定」

MSAの骨子は、1、自由世界の防衛力強化、2、友好諸国の安全と独立、資源開発、3、集団的安全保障体制の促進、の3点であり軍事的側面が注目される。MSA4協定の基本協定である「日米相互防衛援助協定」に基づいて、アメリカは装備、資材、役務等を援助し、日本はMSA511条A項の防衛力増強等の6条件(前述1(3))を受諾する。具体的には、軍事協力や軍事顧問団受入(経費負担)、アメリカで不足する原材料、半加工の生産・譲渡、あるいは輸出面での協力(対共産圏輸出統制の協定上の強化、ココムよりも広範囲)、秘密保護を約束、兵器の規格をアメリカの基準に統一することになった。

相互防衛援助協定によって、日本が世界大で展開されたアメリカの相互防衛援助網の中に組み込まれ「援助と代償」との関係を受入れたのは他国と共通しているが⁵⁴、1、防衛力増強は憲法に従っておこない、具体的兵力水準を明示しない、2、経済安定を前提とした防衛能力の発展が推進される、3、防衛産業の育成を通じる防衛能力の発展(付属書)の3点は、アメリカが他国と結んだMSA協定にはない⁵⁵。これは53年6月に修正された対日政策方針NSC125/6の内容——「日本の経済力に見合った防衛力増強を行うよう奨励する」⁵⁶——が踏襲されているのと同時に、池田=ロバートソン会談での1、日本の経済優先路線とアメリカの軍事優先路線との対立、2、憲法九条との関係、という点から日本的特色が生じた、とも整理できる。

相互防衛援助協定では相互防衛援助計画(MDAP; Mutual Defence Assistance Program,あるいはMAP; Military Assistance Program)を受入れる性格上、日本側が防衛計画を示す必要があり、54年3月のMSA協定締結後、防衛庁設置法及び自衛隊法が提出される(6月、国会成立)。これが戦後の安全保障政策の起源の1つとされる理由である。

しかし同時にこの協定は、両国間の防衛・技術交流の基礎になった。つまり、これによってMDAP提供や、FMS(Foreign Military Program)輸入、ライセンス生産、技術導入等の根拠となり、日米間で供与兵器の秘密保持のため「日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法」が制定(54年7月施行)、「ジェット機の生産に関する日本国政府と米国政府との間の取極」が調印(第1次協定、55年6月、以下「日米ジェット機生産協定」)、「防衛目的のためにする特許権および技術上の知識交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」(「日米技術協定」56年3月)等が締結され、防衛のための装備及び資材の生産を促進した。特に、この協定に基づく「日米ジェット機生産協定」は航空機工業再開の基盤となったのである。

⁵² 条文は、外務省情報文化局『MSA協定の解説』(『世界の動き』特集号(8))1954年3月による。

⁵³ アメリカの対日民間投資を促進するための協定であり、日本において投資元本収益の送金の停止や投資物件の没収などに対処する。すべてのMSA受入国と結んだわけではなく、53年7月の時点で投資保証協定に関する公文の交換を行ったものは、オーストラリア、ベルギー、台湾、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシア、イスラエル、イタリア、オランダ、ノルウェー、フィリピン、トルコ、イギリス、ユーゴスラビア、ハイチ、ポルトガルであった(新木(在米)大使「MSA改正法律に基く投資保証取極に関する件」1953年7月23日(『外交記録』B'-0063))。

⁵⁴ 日米安全保障条約と相互防衛援助協定の両者が日本の安全保障政策を考える際には注意されるべきである、と論じるものに加藤洋子「相互防衛援助協定網の展開」『国際政治』第105号、1994年。

⁵⁵ ダワー『時代』290-91頁。

⁵⁶ NSC125/6, June 29, 1953, "United States Objectives and Courses of Action with respect to Japan", *FRUS*, Vol. XIV, pp.1448-52.

(2) MDAP と航空機工業

ポツダム勅令（「兵器、航空機等の生産制限に関する件」（1945 年 10 月 10 日）⁵⁷）に基づき日本の航空機工業は一切の生産活動が禁止され、各企業は過度経済力集中排除法（47 年 12 月）によって分割されていたが、朝鮮戦争や米軍の域外調達に対応して再開する。航空機生産を全面的に禁止したポツダム勅令は 52 年 4 月 9 日に緩和され、講和条約発効（4 月 28 日）の後、7 月 10 日に失効した。そして 7 月 16 日「航空機製造法」が制定公布され、航空機工業は 7 年以上の空白に終止符をうつ。

当時、フィリピン、台湾、カナダ等でも航空機修理を行っていた米軍は、日本にも発注する意向を示し、各社に設備拡張を要請した⁵⁸。人件費（契約単価）、地理的条件（輸送時間・費用）等の関係から日本に切替える方針となったのである。

具体的には、講和発効の直後の 1952 年 7 月、軽連絡機の分解修理作業が昭和飛行機に対して発注され、航空機工業の再開の第一歩となった。その後、53 年 1 月から川崎航空機に F-51 レシプロ戦闘機、T-6 レシプロ練習機のオーバーホール（定期分解修理）、6 月に B-26 爆撃機、C-46 輸送機のオーバーホールが新三菱重工に、また日本飛行機に艦載機の修理発注が行われるに至った。

川崎航空機は 54 年 5 月、ロッキード社と技術提携を行い、明石工場はジェットエンジンの極東における唯一のオーバーホール工場として操業し、また、新三菱重工は 54 年 7 月、F-86F 修理作業のため、ノース・アメリカン社と「修理及び部品に関する技術援助契約」を、10 月に F-85E、F-86F 型戦闘機の部品製造等に関する技術契約を結ぶ。翌年 8 月、川崎航空機は T-33 ジェット練習機の製造に関する技術契約をロッキード社と締結する。航空機工業が修理特需を受け、それを通じて知識、技術を修得していたことが、後のジェット機の国産化へとつながる。オーバーホール作業は、分解、検査、修理、再組立という工程をたどり、製造工程と近い側面を有しており、戦後の技術的空白を埋める基礎となった⁵⁹。

朝鮮戦争以来本格的に使われることになったジェット機の価格は、当時の米軍が使っていた F-86F（戦闘機）が 1 機 1 億 5,000 万円、T-33A（練習機）で 7,000 万円であった⁶⁰。F-86⁶¹、T-33A はともに西側諸国の中でもっとも多く生産され、使用されたジェット戦闘機・練習機である。日本の 1955 年度の航空機購入予算は歳出（5 億円）、国庫債務負担行為（約 53 億円）を合わせて 60 億円ほどであり、日本政府は装備するならアメリカからの供与、あるいは貸与に期待した。アメリカ側は「日本で生産しうるのは日本が生産すべきであるが、日本はいま、大砲、航空機の生産に欠けている。防衛軍を均衡のとれたものにするのにはこれらを米国が送らねばならない」⁶²と考えていた。

国務省は長期政策として適切な空海の武力を含む均衡のとれた日本の軍事体制の建設を指示しており、「日本の空軍と海軍の発展計画の遅い速度に懸念を持ち、これらの案件につき国防総省に様々なレベルで問題を提起してきた」⁶³。特に重要なのは、54 会計年度の相互安全保障計画に、日本に対し航空機を優先的に調達する予算を含める点であった。その理由は、1、たいていの航空機は完成までに最低 2 年ばかり、日本は、1955 年末か 1956 年までは実際に引渡しを受けることはできないこと、2、要員の訓練を開始する必要があることにあり、この両者は日本に

⁵⁷経済的非軍事化政策の推移に関しては三和良一「経済的非軍事化政策の形成と転換」『年報 近代日本研究』第 4 号、山川出版社、1982 年、浅井良夫『戦後改革と民主主義』吉川弘文館、2001 年。

⁵⁸大嶽秀夫「日本における『軍産官複合体』形成の挫折」大嶽編『日本政治の争点』三一書房、1984 年。戦後間もなく、立川の極東空軍補給所では米空軍機の整備・修理に多数の日本人技術者が雇用されていた（日本航空宇宙工業会『日本の航空宇宙工業戦後の歩み』1985 年、8 頁）。1951 年 9-10 月に米空軍の委嘱を受けてアメリカのダグラス社の日本調査団が来日し、航空機潜在生産設備が調査されていた（三菱重工業『新三菱重工業社史』1967 年、481 頁）。

⁵⁹修理受注以前に、例えば川崎航空機は米軍の修理作業の実情を知るため、51 年 8 月より技術者を立川の極東空軍補給所に派遣し、技術の調査・修得をはかっていた（川崎重工業株式会社航空機事業本部編『川崎重工岐阜工場 50 年の歩み』1987 年、55 頁）。

⁶⁰航空宇宙工業会『歩み』13 頁。

⁶¹F-86 は、アメリカ空軍が A 型から K 型までのシリーズを 1948 年から 57 年にかけて調達したものであり、F-86F 型が最も生産された。最初に供与されたのは台湾であった（1954 年 11 月）。詳細は航空宇宙工業会『歩み』68 頁。

⁶²「MSA 聴聞会」（1953 年 6 月 16 日）。

⁶³The Acting Secretary of State to the Embassy in Japan, October 28, 1952, *FRUS*, Vol. XIV, pp.1346-48.

政治的反発を弱めるのに役立つであろうと考えられていた⁶⁴。さらにソ連の航空機の北海道上空での領空侵犯問題や、米軍機（B-29）がソ連軍機に撃墜される事件も起こっており、日米両国政府ともに日本における防空及び航空兵力の創設の重要性を認識していた⁶⁵。

ただし航空機の拡充については、日本政府は MDAP による供与を望み、国内生産を期待する産業界と対立した。国内生産と技術力向上を結びつけようと考えていた産業界に対し、日本政府は国内生産に伴う負担増と市場の不安定性、経営基盤の脆弱性を懸念したのである⁶⁶。

F-86F と T-33A の国産化は、MSA 協定の 1 つである日米相互防衛援助協定を基本とする「日米ジェット機生産協定」の調印後から開始され、軍事予算・援助予算削減方針のアメリカ政府が主導し、日本国内では経団連（防衛生産委員会）が賛同、防衛庁が追随した形ですすめられた⁶⁷。

3 次にわたって取極められた「日米ジェット機生産協定」の概要は、

- 1,アメリカ政府は F-86F、T-33A の組立に必要で、且つ日本で生産されない部品材料、装備品並びに組立冶工具を提供し、技術援助、製造権に関する経費を負担する。
- 2,日本政府は本計画実行のための技術援助協定を認可するよう努力し、また、提供された部品材料を使用して生産担当会社との契約を通じて飛行機を組立、又は製作する費用を負担し航空自衛隊の用に供する。その際、部品の国産化に努め（第 1 次協定では T-33A に限る）、日米両国において生産せられる航空機及びその部品の間に最大限の互換性を確保する。
- 3,日本国政府は両政府の受諾し得るような検査方式によってすべての原料、部品、材料中間組立品及び完成品の検査及び試験を行う。
- 4,提供される資材、書類図面及び技術援助に関する秘密の資料については日米相互防衛援助協定で定める秘密保持の措置をとる、というものであった（表 3）⁶⁸。

第 1 にその調達機数、調達金額、第 2 に日米両国政府の経費分担による長期一括発注方式の採用、第 3 に高度の生産技術水準の要求・管理等から、戦後日本の航空機工業再建史上画期的な意義を持つ⁶⁹。アメリカで開発され、生産されていた航空機を日米両国政府の制度的、技術的、資金的支援の下、日本でライセンス生産する方式が採用されたのである。

表 3 ジェット機生産計画

	F-86F(主契約者:新三菱重工業(株))				T-33A(主契約者:川崎航空機工業(株))			
	第 1 次	第 2 次	第 3 次	計	第 1 次	第 2 次	第 3 次	計
日米取極調印日	1955.6.3	1956.4.17	1957.4.9		1955.6.3	1956.4.17	1957.4.9	
契約締結日	1956.3.31	1957.3.29	1958.3.29		1956.3.7	1957.3.29	1958.3.29	
生産機数	70	110	120	300	97	83	30	210
年度別生産機数	56 年 20、 57 年 50	57 年 50、 58 年 58	58 年 60、 59 年 60		55 年 2、56 年 48、 57 年 47	57 年 57、 58 年 26	58 年 30	
国産化率	全機組立	33 機組立、 77 機 32.4%	48.0%		30 機組立、 67 機約 16.0%	35.2%	43.1%	
日本政府側負担額	23.42	87.27	115.72	226.41	26.63	37.73	15.30	79.66
アメリカ政府側負担額	90.08	72.99	29.59	192.66	35.69	24.81	6.25	66.75

(金額:億円)

防衛生産委員会『十年史』127 頁より作成。

⁶⁴The Acting Secretary of State, October 28, 1952 *FRUS*, pp.1346-48, The Secretary of State to the Embassy in Japan, Washington, March 12, 1953, *FRUS*, Vol.XIV, pp.1394-97.

⁶⁵The Ambassador in Japan(Murphy) to the Department of State, November 11, December 30, 1952, *FRUS*, Vol.XIV, p.1355, pp.1369-73. 新聞報道を含めた資料は大嶽『資料集』697-705 頁。航空兵力の創設に至る経緯は、植村『再軍備』、読売新聞『再軍備』が詳しい。

⁶⁶防衛生産委員会『防衛生産委員会十年史』1964 年、125 頁。日本政府内部でも特に大蔵省は慎重であった（大嶽「複合体」）。

⁶⁷国産化が決定される経緯については防衛生産委員会『十年史』。防衛生産委員会が主導して新三菱重工や川崎航空機に計画提出を求めたことについては、千賀鐵也「よみがえる軍需産業」近藤完一・小山内宏監『戦後産業史への証言 三』毎日新聞社、1978 年。また、主契約者になるため、新三菱重工業や川崎航空機がアメリカの航空機会社、あるいは政府に対して行った活動については赤城『防衛産業』。

⁶⁸『防衛年鑑』1956 年版、274-75 頁。

⁶⁹防衛生産委員会『十年史』1964 年、124 頁。

F-86F は 1956 年まで、T-33A は 1958 年までそれぞれ自衛隊の保有する唯一のジェット戦闘機・練習機であり、一部は 80 年代まで使用された機種である。表 3 で明らかなように F-86F は 59 年 9 月までに 300 機、T-33A は 58 年 12 月までに 210 機がそれぞれ生産され、両機種ともに日本側の経費分担額が増大するに伴って、部品等の国産化率も逐次向上していく。第 3 次段階においては、金額的に見て、F-86F が 48%、T-33A が 43%の部品、装備品を国産化することになった。

日米両国政府の共同負担によるジェット機の生産は、はじめはアメリカ側から装備品、部品、材料、治工具等が無償供与され、完成部品を組立てるいわゆるノック・ダウンから始まり、順次国内において開発された国産部品を使用する国産化方式がとられたのである。

国産化といっても無条件ではない。まず防衛庁の認定工場になることが必要であり、そのためには QT (Qualification Test,防衛庁技術研究本部の審査による認定試験)、QC (Quality Control,航空幕僚監部が審査する品質管理)及び業態調査(防衛庁調達実施本部が担当)に合格する必要があった⁷⁰。これは 1956 年 3 月末東京で開催された品質管理会議での「F-86F、T-33A の、日本での生産計画における認定試験と品質管理方法についての日米間の合意事項」によって裏付けられるが、その内容は 1,機体生産担当会社の品質管理規定、2,防衛庁は米軍規格を採用し、3,各工場へ駐在官を配置し組立又は生産の管理にあたらせ、品質管理計画を管理させるというものであった⁷¹。

T-33A、F-86F ともにアメリカ製とのあいだに厳密な互換性が要求され、米軍の信頼性基準・性能基準等を満たす必要があった。そのため米軍規格やアメリカの製造業者の標準に基づいて部品・装備品・材料などの認定試験が行われ、品質管理には製品判定・手順審査および特殊工程審査が実施された。これら一連の管理・検査・審査が関連メーカーの工場設備の整備と生産管理方式の確立に大きく寄与したといわれる。工場管理方式についてみれば、ノース・アメリカン社やロッキード社から送られた技師・管理者の指導下で、アメリカ式の生産管理、品質管理、在庫管理、労務管理等を導入することから始まった⁷²。新三菱重工業の新しい治工具場(tool-room)は、ノース・アメリカン社のロスアンゼルス工場を参考に建てられたほどである⁷³。

主契約者ばかりではなく、東京計器、日本電気、東芝、三菱電機、横浜ゴム、住友精密、小松製作所、島津製作所、東芝をはじめとする 25 件の部品レベルの技術援助契約も結ばれた⁷⁴。それまで日本では入手できなかった治工具や、生産管理、品質管理方式など、F-86F、T-33A と関連して導入・開発された有形・無形の技術が多いこと、各種部品やジェット機用のディスクブレーキが自動車および鉄道に應用され性能が向上したように、他産業を含めた波及効果にも留意する必要がある⁷⁵。

国産化計画に参画した国内業者は約 150 社に及び、その全てが認定工場になるため上述の防衛庁による資格審査を受けていた⁷⁶。2-3 万点の部品で構成される乗用車に対して、航空機は、1 機当たり 40-50 万点の部品から構成されている。T-33A と F-86F は、共通部品をなるべく採用するという方針が取られ、1956 年から試作をはじめた国産のジェット中間練習機 T-1 (富士重工)も共通部品を使うことになり、その恩恵に浴したのである⁷⁷。

日本の航空機工業は、T-33A、F-86F 両機を手がけたことにより、アメリカで進んでいた生産管理方式、品質管理、米軍規格と検査の方式を修得していった。これらが、その後の F-104J と P2V-7 のライセンス生産、国産ジェット機の開発・生産の実現につながる。

防衛力整備計画のためとはいえ、技術導入を物理的にも制度的にも支援した日米両国政府、技術導入を通じて技

⁷⁰加工外注の協力先選定は駐在官の承認を必要とした(名古屋航空機製作所 25 年史編集委員会『三菱重工名古屋航空機製作所二十五周年史』1983 年、54 頁)。

⁷¹『防衛年鑑』1957 年版、288-89 頁

⁷²例えば新三菱に関しては、完全なノース・アメリカン方式ではなく折衷的な体制であり、ノウハウの得られなかった技術の自己開発も行われた(三菱重工『社史』485 頁)。

⁷³安達哲夫「離陸期を迎えた日本の航空機産業」『調査月報』日本長期信用銀行調査部、No.185、1981 年、12-13 頁。

⁷⁴Richard J. Samuels, *Rich Nation Strong Army: National Security and the Technological Transformation of Japan*, Cornell University Press, 1994 (奥田章順訳『富国強兵の遺産』三田出版会、1997 年) 邦訳 305 頁、富山和夫『日本の防衛産業』東洋経済新報社、1979 年、74-76 頁。

⁷⁵機械振興協会・経団連防衛生産委員会『防衛機器産業の実態』1965 年 7 月、285 頁、『防衛年鑑』1957 年版、90 頁。

⁷⁶川重『歩み』313 頁。

⁷⁷『防衛年鑑』1957 年版、290 頁、富山『防衛産業』74-76 頁。

術力向上に努めた各企業、技術をモニタリングしたユーザーとしての米軍・自衛隊それぞれが日本の航空機工業の再開にとって不可欠な存在であり、それぞれをつないだものがMSAを根拠にしたMDAPである。もちろん、MDAPによる設備の供与、貸与、技術導入は航空機関連に限られない。しかしMDAPだけでなく、MSA550条に基づく贈与資金が重点的に供与され、この両者がそれぞれ有機的に関連したという点で航空機工業は注目すべき存在である。

(3) MSA550条に基づく経済援助——「農産物協定」と「経済的措置協定」——

農産物協定ではMSA550条に基づき、1954米会計年度（53年7月から54年6月）に、総額5,000万ドルの農産物取引を行い、日本銀行のアメリカ合衆国特別勘定に日本円による等価額を積立てることが取極められた。当初の予定量と実際の受入量は表4の通りである（表4）。

表4 MSAによる穀物受入量(千トン)

	予定量	受入量(注)
小麦	500	610
大麦	100	112

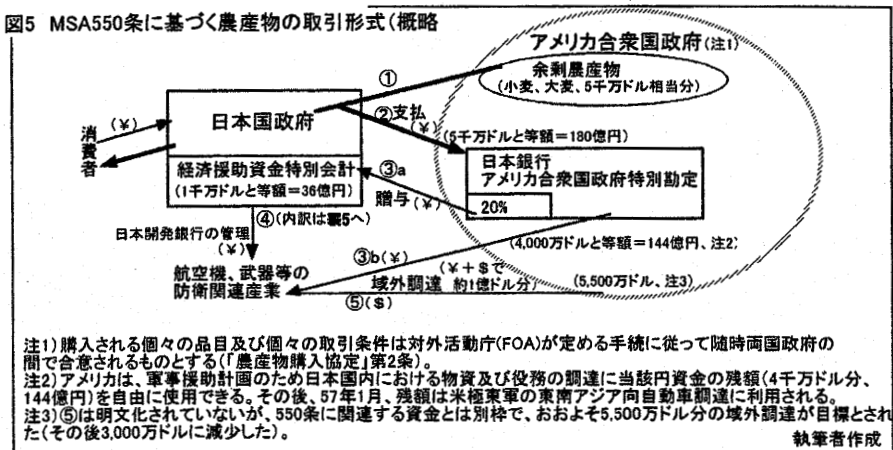
注)概ね1953年11月から54年10月まで。

『農林省年報』各年版及び農林大臣官房調査課『過剰』74頁より作成。

経済的措置協定では、農産物購入によって積立てられた円貨（見返資金⁷⁸）の使途が定められた。5,000万ドルのうち20%の1,000万ドル（36億円）が日本政府に贈与され、両国の合意によって利用し、残りの4,000万ドルはアメリカ政府の軍事援助計画にもとづいて日本における域外調達に使用されることになった。

援助の具体的形態は図5の通りであり、贈与された円資金は54年5月に設置された経済援助資金特別会計（主に日本開発銀行の管理）を通じて利用された（図5）。以下、MSA贈与資金と略記する。

図5 MSA550条に基づく農産物の取引形式(概略)



援助の形態を簡略化し、図5に沿って説明すればまず、アメリカ産余剰農産物が日本に引渡され(①)、それを日本政府は円で日本銀行のアメリカ合衆国政府特別勘定に振込む(②)。アメリカ政府はそのうちの20%を日本に贈与し、日本側は経済援助資金特別会計で処理する(③a)。80%はアメリカ政府の軍事援助計画にもとづく日本における域外調達に使用される(③b)。また、MSA550条とは別に、アメリカは日本での域外調達を考慮することが取極められた(⑤)。

ここで日本側の利益としては、国内供給では満たされない食糧輸入の支払を円で支払われることとなり、不足していたドルが節約され(②)、また支払の一部が贈与されることで航空機、武器等の防衛産業の設備資金に利用で

⁷⁸ 対外援助を通じて調達される商品(ここでは農産物)の被援助国(日本)における販売から得られたその国の通貨(円)による資金のこと。

き(④、あるいは表5)、また残額では域外調達が確保できた(③b、⑤)。ただし円払いという点(③b)では、それだけ外貨収入が減少してしまうことになり、これはアメリカ側のドルの節約という利益となる。

つまり、日米両国にとってそれぞれ別の意味でドルの節約が可能となり、防衛関連産業の供給力向上と、ある程度の需要が見込まれたのが対日 MSA 援助であった。これは池田=ロバートソン会談でのアメリカ側の発言「4,000 万ドルは日本から云へば余剰農産物を円で買うことになる。米としては得た円で offshore procurement をすることだ。別の言葉でいえば農産物で軍需品を買うことになる」⁷⁹という言葉に集約される。そして贈与資金のほとんどが航空機工業にあてられた。

(4) MSA 贈与資金と航空機工業

池田=ロバートソン会談で、最終的に防衛支持援助として認識された MSA 贈与資金の具体的使途は表5の通りである(表5)。

表5 MSA 贈与資金配分計画と貸付状況 (単位: 億円)

	第1期配分 計画(*1)	貸付状況											
		55年度	56	57	第1期累計	58	59	60	61	62	63	64	66(*1)
航空機	16.90	12.50	7.40	5.10	25.00	7.00	7.30(*2)	7.50(*2)	16.00(*2)	8.00(*2)	1.04	4.00(*2)	
・修理	(4.00)	(2.00(*3))											
・ジェット機体	(12.90)	(10.50(*4))	(12.50(*5))			(14.30(*6))	(7.50)	(16.00(*7))					
武器・火薬	8.25	6.05			6.05					0.70(*8)	1.30	1.04	1.30
艦艇	2.90												
関連産業	5.00	2.55			2.55	0.46	1.79	1.48	0.30	0.70			
・金属チタン	(2.00)												
・フッソ樹脂	(2.00)	(0.80)			(0.8)								
・電子機器	(1.00)	(1.75)			(1.75)	(0.46)	(1.79)	(1.48)	(0.30)	(0.70)			
合計	33.05	21.10	7.40	5.10	33.60(*9)	7.46	9.09	8.98	16.30	9.40	2.34	5.04	1.30

*1) 第1期配分計画はアメリカの承認が必要であったが、58年度以降は日本の自主判断により行われた。65年は実施されなかった。

*2) 59年度のうち3億円、および60年度の7.5億円、61年度の10億円、62年度の5.5億円、64年度の4億円は日本航空機製造(株)に対する経済援助特別会計からの直接出資(それ以外はすべて開銀経由)。

*3) ジェットエンジン(T-33Aに利用されるJ-33A)のオーバーホール(川崎航空機神戸工場)が対象。

*4) F-86Fに2.5億円、T-33Aに8億円。

*5) F-86Fが対象。

*6) P2V(ロッキード、対潜哨戒機、川崎重工業がライセンス生産)に5.1億円、T1F2(ジェット練習機、富士重工が契約者)に3.5億円、J-47(F-86Fに利用されるGEのジェットエンジン、石川島重工業が技術提携)部品に2.7億円、日本航空機製造(株)に3億円。

*7) 航空機2件に2億円、ジェットエンジン1件に4億円、日本航空機製造(株)に10億円。

*8) 車両(戦車)0.4億円を含む。

*9) 第1期の貸付累計額であり、実際の贈与円資金の合計は33.9億円である。58年度以降、廃止(67年度末)までこの回収金が運用される。

出所) 第1期は『通商産業政策史』第5巻、1989年、224頁、防衛生産委員会『十年史』74-75頁、58年以降は開銀『10年史』384-86頁、大蔵省銀行局編『銀行局金融年報』各年版より作成。

特色は、航空機産業が高い比重にあった点である⁸⁰。当該期の航空機工業に対する政府資金融資約31.5億円のうち25億円がMSA贈与資金からのものであり、また、新三菱重工業がF-86Fの製造設備(名古屋航空機製作所)に投じた37.21億円のうち15億円、川崎航空機がT-33Aの製造設備(岐阜工場)に投じた14.74億円のうち8億円、ジェットエンジンのオーバーホール設備(明石工場)に投じた3.25億円のうち2億円がMSA贈与資金から融資を受けていた⁸¹。これらの工場は当時の航空機工業の中核地であり、前述の技術導入と相俟ってジェット機国産化の基盤となった。上述のMDAPに基づく「日米ジェット機生産協定」を、設備資金という側面から支えたのがMSA贈与資金なのである。

MSA贈与資金はジェット機国産化を支援する政府資金となったばかりではない。通産省は、漸減する域外調達に対処するため、航空機産業に関して軍需(自衛隊・米軍)、民需、輸出のそれぞれを満たし国際的にも競合が少な

⁷⁹ 「十月二十三日会談」。

⁸⁰ 配分計画策定過程を巡る日本政府内部の対立については、大嶽「複合体」、『金融財政事情』各号が詳しいが、基本的に大蔵省は航空機工業も含めた防衛産業への出資に消極的であった。

いと見込まれた「中型輸送機国産化構想」(56年6月)を発表する。官民共同による日本初の国産中型輸送機 YS-11へとつながるこの構想の原資にも MSA 贈与資金は利用された。

YS-11の国産化事業を推進する目的で、1959年6月、日本航空機製造(株)が資本金5億円(政府3億円、民間企業2億円)で設立され、60年度13.5億円(政府7.5億円、民間企業6億円)、61年度19億円(政府10億円、民間企業9億円)、62年度11.5億円(政府5.5億円、民間企業6億円)、64年度6億円(政府4億円、民間企業2億円)の増資が行われるが、この政府出資の計30億円はすべて MSA 贈与資金からのものである⁸²。この64年度までが YS-11の試作作業期間であり、当該期の政府出資率と MSA 贈与資金の重要性が明らかになる。

これまでも、航空機工業のジェット機国産化と中型輸送機開発計画の2点を通じた再生策の存在は他の防衛産業にはない特色として指摘されていた⁸³。その2点と MSA との深いつながりを、MDAP と MSA 贈与資金という側面から検討したのが本節であった。

当時の日本の航空機工業は、1、需要の過小性、2、資金調達の困難性、3、技術の後進性、4、基礎産業の脆弱性、5、企業規模の不整備性を有しており⁸⁴、公的支援が求められていた。そこでとられた措置としては、1、資金調達、2、設備の特別償却、3、重要機械類の輸入関税の免除、4、外貨資金特別割当制度の適用、5、国有財産の払下、旧軍工廠の利用、6、軍用施設(飛行場等)の米軍との共同使用、7、政府専売物資の特別価格による払下、等があった⁸⁵。このうち MDAP、MSA550条を含めた MSA 協定と深く関連するのは、第1の資金調達(図5④)、また第5の国有財産の払下げや第6の軍用施設の利用に便宜がはかれ、また、秘密保全、特許・ライセンス等の導入・使用にあたっての制限、各種規制法令等の制約も減殺された点である。

日本は他の西側諸国と同様、アメリカにとっては「中古兵器市場」であり、関連部品の規格の統一はアメリカ以外の第三国の参入を防ぐ手段ともいえる⁸⁶。実際1952年以来、航空機エンジン・部品の対外援助積出はアメリカにとっても重要であった⁸⁷。しかし、MSAは日本の航空機工業の再開にとって設備資金、技術・部品供給、需要それぞれの面で大きな存在であった。

朝鮮特需による修理を通じて再開しつつあった航空機工業は、MSAを通じて技術と資金の両面から、「自衛力の裏付けとしての防衛生産」の基盤を形成しようとしていたのである。

⁸¹10年史編集委員会(日本開発銀行)編『日本開発銀行10年史』1963年、384-86頁、『防衛年鑑』1957年版、95頁。

⁸²『通産省年報』各年度版、大蔵省財政史室編『昭和財政史——昭和27—48年度』第5巻、東洋経済新報社、1995年、103-09頁。

⁸³大嶽「複合体」59頁。

⁸⁴通産省『通商産業政策史』第6巻、通商産業調査会、1990年。

⁸⁵日本兵器工業会・日本機械工業連合会『武器生産構造調査』(昭和31年度機械工業基礎調査第4集)1957年4月、「兵器及び航空機工業に対する助成措置」(1954年6月1日、『外交記録』E'-0032)。

⁸⁶赤城正一『日本の防衛産業』三一書房、1969年、132頁、加藤「展開」。

⁸⁷Legislative, Aid, p.92.

まとめと展望

ある援助の実現をめぐる供与国にも、また受入国にも複数の政策目的が存在し、論者によって強調点が異なる。本稿では MSA の経済的側面に注目し、まず第 1 に、経済援助として利用された余剰農産物受入には軍事援助と別の経緯があり、それが MSA という枠組の中で統合され軍事援助・経済援助の両者が相互に関連しながら実施された点を指摘した。その具体例が航空機の整備・航空機工業の生産能力の育成であった。航空機工業は 1,修理特需、2,MDAP による技術導入、ライセンス生産、3,国産化率の向上、という過程を経て生産能力を向上させ、その設備資金に MSA 贈与資金が重点的に利用された（表 5）。MSA 援助は、MDAP、MSA 贈与資金を通じてソフト・ハード両面から航空機工業の再開の契機となったのである。

第 2 の論点は、「農産物が軍需品」になったことによる日米両国の利益であった。農産物受入は、日米両国にとってそれぞれ別の意味でドルの節約が可能となり、日本にとってはその外に域外調達、技術導入、MSA550 条による贈与とそれを利用した MSA 関連産業の設備資金という利益もあった。均衡財政方針下のアメリカにとっても、余剰農産物を対外的な安全保障目的・防衛力拡充に活用できることは、経済的にも軍事的・政治的にも有益であった。つまり MSA550 条は、軍事費・援助予算削減方針の中で、アメリカ国内の余剰農産物を海外の安全保障目的に利用できる「一石二鳥」⁸⁸の方式であったのである。

援助対象国から主要な輸入国へ転換した日本の事例は「特別輸出計画や対外経済援助、多角的な世界貿易自由化の促進にとって多くの含意」⁸⁹があると指摘される。様々な余剰農産物の中で小麦が大々的に利用されたのは、初期段階では日本であり（表 1）、当該期にアメリカの小麦輸出の対日シェアは上昇する（図 3）。これをアメリカの「小麦戦略」の 1 側面と呼ぶならば、その戦略を機能させた日本の内外関係をも同時に視野に入れる必要がある。

たしかに MSA に基づく 1 億ドル（MSA550 条 5,000 万ドル、域外調達 5,500 万ドル）は、当初特需の継続として期待された 4-6 億ドルと比べれば少なく、実際の域外調達も予定量を下回ったため消極的に評価されやすい。しかし、援助の評価は金額だけでなく、本稿では指摘できなかったコストも含め、具体的な影響に注目しなければならない。MSA はアメリカの農産物輸出・援助の転機であったが、それと同時に制度・技術・資金面それぞれから日本の航空機工業再開の契機となっていたのである。

⁸⁸ 『農林省年報』1953 年度版、415 頁。

⁸⁹ Fransworth, "American," p.249.